

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に、関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の取扱局として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入される際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引続き利用できますので提出の必要はありません。

年 月 日

ゆうちょ銀行_____店長 様
_____郵便局長

群馬県安中市長

ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を本市の市県民税（特別徴収税額）納入取扱局に指定したので通知します。

1. 口座番号 00120-5-960465
2. 加入者名 群馬県安中市会計管理者
3. 取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター